

外郭団体等との災害時協力協定の締結について

各所管所属と以下の外郭団体等の間で、災害時連携協定を締結したことを報告する。

1 株式会社大田まちづくり公社

(1) 概要

区の災害時において、区から要請があった場合には、災害応急活動に協力する旨を記載した災害時協力協定を令和5年7月13日締結した。

(2) 協定の内容

専門知識及び技能を有する経験豊富な区OB社員を中心とした人材派遣。

(3) 相手方団体の所在地

大田区南蒲田一丁目20番20号

(4) 所管所属

まちづくり推進部都市計画課

2 一般社団法人大田観光協会

(1) 概要

区の災害時において、区から要請があった場合には、災害応急活動に協力する旨を記載した災害時協力協定を令和5年3月24日締結した。

(2) 協定の内容

①大田区産業プラザが帰宅困難者一時滞在施設としての機能を維持できるように活動に協力する。

②区職員が実施する災害応急活動に協力するよう努める。

③必要と認めた場合に、設備及び物品を提供する。

(3) 相手方団体の所在地

大田区南蒲田一丁目20番20号

(4) 所管所属

産業経済部産業振興課

3 公益財団法人大田区スポーツ協会グループ

(1) 概要

公益財団法人大田区スポーツ協会を代表とした公益財団法人大田区スポーツ協会グループを相手方として、区の災害時において、区から要請があった場合には、災害応急活動に協力する旨を記載した災害時協力協定を令和4年8月15日締結した。

(2) 協定の内容

①災害時は、大田区地域防災計画で規定する救援物資等集積地として、施設管理する。

②区の要請に基づく災害応急活動等についての必要な協力を行うものとする。

(3) 相手方団体の所在地

大田区大森本町二丁目 2 番 5 号 大田区立大森スポーツセンター内

(4) 所管所属

スポーツ・文化・国際都市部スポーツ推進課